

大阪市告示第1797号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年1月19日（月）	午後4時40分から
	令和8年1月26日（月）	午後8時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年1月2日（金）から 同月5日（月）まで	午前6時15分から
	令和8年1月13日（火）	翌日午前0時15分
	令和8年1月19日（月）	まで
	令和8年1月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年1月3日（土）から 同月4日（日）まで	
	令和8年1月10日（土）から 同月11日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年1月17日（土）から 同月18日（日）まで	

	令和 8 年 1 月 24 日（土）から 同月 25 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 8 年 1 月 6 日（火）から 同月 7 日（水）まで	午前 6 時 30 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 8 日（木）から 同月 10 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 11 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 1 月 12 日（月）	午前 6 時 30 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 14 日（水）から 同月 16 日（金）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 17 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時まで
	令和 8 年 1 月 18 日（日）	午前 6 時 15 分から
	令和 8 年 1 月 20 日（火）から 同月 21 日（水）まで	翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 22 日（木）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで

	令和 8 年 1 月 23 日（金）から 同月 24 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 25 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 1 月 27 日（火）から 同月 28 日（水）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
	令和 8 年 1 月 29 日（木）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
	令和 8 年 1 月 30 日（金）から 同月 31 日（土）まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)